

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 3月12日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：36件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン中間塞止加減弁レバーリンク部の点検時、間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	主タービン中間塞止加減弁発信器レバーリンク部の点検時、間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	復水貯蔵タンク出口導電率計の点検時、計器の校正不能が認められたため、当該計器を交換	D	
4	1号機	制御棒駆動水ポンプエリア局所空調機の点検時、電動機シャフトと直結ファン嵌合値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器エリア局所空調機の点検時、電動機シャフトと直結ファン嵌合部の間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
6	1号機	主蒸気隔離弁室局所空調機の点検時、電動機シャフトとファン嵌合部の間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	1号機	格納容器冷却系海水ポンプ（A）の点検時、スペースヒータ電源箱に腐食が認められたため、当該電源箱を交換	D	
8	1号機	原子炉隔離時復水器（B）系の隔離弁間リークテスト時、圧力低下率に許容値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	1号機	格納容器冷却系海水配管排水時、補助海水系配管フランジリーク水受けホースの外れによるブロー水の漏えい（約6リットル）が認められたため、対応検討	D	
10	2号機	計装用空気系除湿装置出口露点計において、指示不良（エラー表示）が認められたため、当該露点計を点検・修理	D	
11	2号機	原子力発電設備に係わる過去の点検記録に関する調査時、弁等の検査記録に誤記（3件）が認められたため、対応検討	C	
12	2号機	高圧閉鎖配電案盤（メタクラ）において、扉の施錠不良（2面）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
13	3号機	タービン建屋換気系トリチウム捕集装置において、A系からB系切替時にB系「冷凍部温度異常」警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
14	3号機	放射性廃棄物処理系床ドレン脱塩器空気加圧弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	3号機	排風機建屋換気系送風機（1A）において、ファンベルト（外側から2本目）に緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
16	4号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）の実施時、検査要領書の「検査手順」に誤記（不要手順の削除忘れ）が認められたため、当該要領書を訂正及び関係者へ周知	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）の実施時、検査要領書の「検査用マンメータ精度」に誤記が認められたため、当該要領書を訂正及び関係者へ周知	D	
18	4号機	計装用空気圧縮機制御盤の点検時、扉パッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	D	
19	4号機	原子炉給水ポンプ用タービナーニングギヤ装置の電磁弁交換時、端子台ビス孔と圧着端子孔のサイズに相違が認められたため、当該圧着端子を交換	D	
20	4号機	主タービン主蒸気止め弁・蒸気加減弁のスイッチロッド用ブッシュ・ユニボールとピン間隙測定時、管理値外れが認められたため、当該ブッシュ・ユニボール及びピンを交換	D	
21	4号機	所内ボイラ（B）噴霧蒸気配管において、エルボ部よりリーク（霧状）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
22	4号機	復水再循環流量調整弁点検時、開側に動作不良（開度140%まで動作）が認められたため、当該弁を修理	C	
23	4号機	換気空調系常用冷却装置冷凍機（A・B）海水入口弁において、グラウンド部よりリーク（微量）が、認められたため、当該部を点検・調整	D	
24	4号機	格納容器雰囲気監視系放射線モニタ（A・C）の記録計において、記録計下部ホルダの緩みが認められたため、当該ホルダを点検・修理	D	
25	4号機	定期事業者検査におけるボイラー煤煙測定記録確認時、排ガス量の工認値超えが認められたため、対応検討	B	
26	5号機	ストームドレンサンプルポンプ（A）の点検時、電動機負荷側及び反負荷側シャフトジャーナル部及びブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
27	5号機	原子炉自動減圧系用窒素ポンプ圧力変換器において、計器ブロー配管ユニオン部より窒素のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	5号機	所内ボイラ（B）燃料調整弁において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	5号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ボール循環ポンプシール水圧力調整弁において、調整不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
30	5号機	放射性廃棄物処理系所内蒸気戻り復水移送ポンプ廻り補助配管付弁の銘板において、弁番号の相違が認められたため、正規の銘板を取付け	D	
31	5号機	水素注入試験装置冷却用散水設備の供給水配管付きテスト弁において、閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
32	6号機	局部出力領域モニタ（16-09A）のモードスイッチにおいて、切替時に接点不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
33	集中環境施設	高温焼却炉燃料タンク防油堤用油分離槽内に堆積物が認められたため、当該油分離槽を点検・清掃	D	
34	集中環境施設	重油・軽油ポンプ防油堤内溜マスに堆積物が認められたため、当該防油堤内を点検・清掃	D	
35	その他	ホイストクレーン定期自主検査記録（平成16～18年度）において、点検記録の紛失（計5台）が認められたため、対応検討	B	
36	その他	サイトバンク内廃棄物管理記録確認時、保安規定の改定の際、当該記録の中性子検出器廃棄日時の改訂不備が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで